

令和 8 年度

松茂町の 補助・助成制度

広報まつしげ

2026
No.436

4

特別付録



各制度の詳細は各担当までお問い合わせください。

予算がなくなり次第終了になる制度もありますのでご注意ください。

- **子どもはぐくみ医療費助成制度** 福祉課 ☎ 699-8713
18歳に達した日以後の最初の3月31日までのお子さまを対象に、医療費を無償化します。
- **重度心身障がい者等医療費助成** 福祉課 ☎ 699-8713
重度心身障がい者、ひとり親家庭の方などに、医療費の一部を助成します。
- **ファミリー・サポート・センター補助金事業** 福祉課 ☎ 699-8713
ファミリー・サポート・センターの利用料の一部を補助します。
- **妊婦のための支援給付金** こども家庭センター ☎ 683-4535
安心して出産・子育てができる環境の充実を図るため、妊婦のための支援給付金を支給します。
- **不妊・不育症に関する助成事業** こども家庭センター ☎ 683-4535
妊娠、出産を望む方に、不妊治療、不育症検査・治療にかかる自己負担金の一部を助成します。
- **骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付** 保健相談センター ☎ 683-4533
公益財団法人 日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄などを提供した方及び提供した方が勤務している事業所に対し、助成金を交付します。
- **火葬料助成金** 住民課 ☎ 699-8712
町民が死亡・死産したときに火葬料の一部を助成します。同種の助成金を受ける方などは対象外です。(上限3万円、子どもまたは死産の場合は上限1万5千円)
- **高齢者補聴器購入費補助金事業** 長寿社会課 ☎ 699-2190
申請時に65歳以上で、身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けておらず、法に基づく補装具(補聴器)の交付が受けられない方、両耳聴力が40dB以上70dB未満の中等度難聴であって、耳鼻咽喉科医師により聴力低下のため日常的に支障があり補聴器の使用の必要性を認められた方、先述のいずれにも該当する方を対象に、補聴器購入費用の一部を助成します。事前に申請が必要です。(補聴器1台につき上限3万円、両耳2台の場合上限6万円)
- **家族介護用品支給助成事業** 地域包括支援センター ☎ 683-4566
要介護4・5の高齢者を在宅介護している方に、紙おむつなどの介護用品を支給します。(月額上限8千円)
- **認知症高齢者見守り事業** 地域包括支援センター ☎ 683-4566
徘徊行動がある認知症高齢者の在宅介護者に、GPS機能付「携帯型の発信装置」利用の初期費用を助成します。
- **見守りシール交付事業** 地域包括支援センター ☎ 683-4566
認知症などにより行方不明になる恐れのある高齢者を対象に、登録した情報が携帯で読み取れる見守りシール(二次元バーコード)を交付します。
- **食の自立支援事業** 地域包括支援センター ☎ 683-4566
独居高齢者や高齢者のみの世帯で安否確認と栄養改善が必要な方に、配食サービスを実施します。(自己負担有り)
- **創業支援事業補助金** 産業環境課 ☎ 699-8714
町内に住所を有する個人または代表者が町内に住所を有し、本社所在地を町内に置こうとする法人で、松茂町が主催する創業セミナーを受講した方を対象に、町内での創業に要する経費を補助します。(上限20万円)
- **犬・猫の不妊・去勢手術料の助成** 産業環境課 ☎ 699-8714
町内の犬・猫を飼育している方に、不妊・去勢手術にかかる費用の一部を助成します。手術前に申し込みが必要です。(一頭につき上限5千円)
- **飼い主のいない猫の不妊・去勢手術料の助成** 産業環境課 ☎ 699-8714
町内の飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせた町民または団体に、手術費用の一部を助成します。手術前に申し込みが必要です。(一頭につき上限1万円)



● **住宅用太陽光発電システム設置費補助事業** 産業環境課 ☎ 699-8714

町内の住居に太陽光発電システムを設置する方を対象に、1kwに対して2万5千円を補助します。設置前に申し込みが必要です。(上限10万円)

● **生ごみ処理機及び生ごみ処理容器購入補助金** 産業環境課 ☎ 699-8714

生ごみ処理機及び生ごみ処理容器の購入費用の2分の1を補助します。購入前に申し込みが必要です。(上限3万円)

● **松茂町「松のこころ」特産品開発事業補助金** 産業環境課 ☎ 699-8714

地域の優れた食材や松茂町のイメージ向上につながるものなどを使用した新商品開発または販路拡大に取り組む町内の団体・企業・個人を対象に、必要な経費を補助します。(新商品開発試作事業：補助率10分の10・上限20万円、商品化・販路開拓支援事業：補助率2分の1・上限100万円)

● **浄化槽設置整備事業補助金** 上下水道課 ☎ 699-8716

対象の区域にお住まいの方が合併処理浄化槽を設置する際の費用を助成します。

● **排水設備工事に対する助成制度** 上下水道課 ☎ 699-8716

公共下水道に接続する排水設備工事などの費用を助成します。期限は供用開始から3年以内です。

● **木造住宅耐震化促進事業** 建設課 ☎ 699-8718

ご自宅の耐震強度が心配な方、耐震化工事や耐震シェルターの設置・建替えなどをお考えの方はご活用ください。

※既に工事実施済みの場合は対象となりませんのでご注意ください。

申込者：各事業の対象となる住宅の所有者など(町税などを滞納していないこと)

募集期間：4月20日(月)～11月30日(月)

※予算の都合上、事業実施の時期を調整させていただく場合があります。

※ **耐震診断支援事業** - ご自宅の耐震強度を診断します -

先着25戸

自己負担金
なし

対象住宅：次の条件をいずれも満たす住宅

①平成12年5月31日以前に着工された木造住宅(平屋～3階建)

②在来軸組構法、伝統構法、枠組壁工法により建築された木造住宅(プレハブ除く)

※ **耐震改修支援事業** - ご自宅を本格的に耐震化します -

先着10戸

対象住宅：「耐震診断支援事業」で評点が1.0未満と判定された住宅

補助要件：①改修後の評点を1.0以上に向上

②高さ1.5m以上の家具を固定

③感震ブレーカーを設置

④耐震化の啓発活動への協力^{※1}及びエシカル消費^{※2}への取り組み

補助金額：耐震化工事費用の5分の4(上限200万円)+感震ブレーカー設置費用(10万円)

※補助金額の引き上げを行う最終年度となります。

※ **耐震シェルター設置支援事業** - シェルターなどの設置を支援します -

先着2戸

対象住宅：「耐震診断支援事業」で評点が1.0未満と判定された住宅

補助要件：①耐震シェルター・耐震ベッドの設置など

②高さ1.5m以上の家具を固定

③耐震化の啓発活動への協力^{※1}

補助金額：耐震シェルター設置工事費用の5分の4(上限80万円) ※耐震ベッドは上限40万円

※ **住替え支援事業** - 建替えや他所に住替える場合に住宅の取り壊し費用を補助します -

先着4戸

対象住宅：「耐震診断支援事業」で評点が0.7未満と判定され、昭和56年5月31日以前に着工された住宅

補助要件：現在居住する住宅の全てを除却するもの(空き家は不可)

補助金額：除却工事費用の5分の2(上限30万円)

※1 工事中、耐震化工事ののぼり旗を立てる、工事の見学会を行うなど

※2 倫理的・道徳的に配慮した製品などを選ぶ消費(この事業では県産材利用・廃棄物削減など)

●危険ブロック塀等安全対策支援事業 建設課 ☎ 699-8718

災害時の避難路などに面した、倒壊の危険性の高いブロック塀等を撤去・転換する費用の一部を補助します。

※既に工事実施済みの場合は対象となりませんのでご注意ください。

申込者：補助対象ブロック塀等の所有者など(町税などを滞納していないこと)

募集期間：4月20日(月)～11月30日(月)

※予算の都合上、事業実施の時期を調整させていただく場合があります。

共通要件：町内に本店または営業所を有する建築業者、解体業者が工事すること

＜撤去工事 先着15戸＞

補助要件：①避難路または避難地に面し、点検表により点検した結果、危険ブロック塀等となったもの

②補助対象ブロック塀等の全てを撤去するもの

③撤去後、道路面から40cmを超えるブロック塀の再築不可

補助金額：撤去工事費用の3分の2(上限13万3千円)

＜転換工事 先着15戸＞

補助要件：①上記の「撤去工事」に引き続いて行う工事

②軽量のフェンス、木塀などに転換する工事および生垣などを設置する工事

補助金額：転換工事費用の3分の2(上限26万6千円)

●老朽住宅等除却支援事業 建設課 ☎ 699-8718 先着3戸

老朽化した空き家を除却する費用の一部を補助します。

※既に工事実施済みの場合は対象となりませんのでご注意ください。

申込者：対象となる住宅の所有者など(町税などを滞納していないこと)

募集期間：4月20日(月)～11月30日(月)

※予算の都合上、事業実施の時期を調整させていただく場合があります。

補助要件：①現在使用しておらず、かつ今後も使用される見込みのない住宅

②国の定める腐朽・破損の程度が一定以上となる住宅

③倒壊すれば前面道路を閉塞し、避難などに支障をきたす恐れがある住宅など

補助金額：除却工事費用の5分の4(上限80万円)

●空家等除却費補助事業 建設課 ☎ 699-8718 先着3戸

新規！

老朽住宅等除却支援事業(上記)に該当しない空き家を除却する費用の一部を補助します。

※既に工事実施済みの場合は対象となりませんのでご注意ください。

申込者：対象となる住宅の所有者など(町税などを滞納していないこと)

募集期間：4月20日(月)～11月30日(月)

※予算の都合上、事業実施の時期を調整させていただく場合があります。

補助要件：①現在使用しておらず、かつ今後も使用される見込みのない住宅

②昭和56年5月31日以前に着工された住宅

③面積の半分以上が居住の用に供されていたものなど

補助金額：除却工事費用の2分の1(上限20万円)

●瓦屋根強風対策支援事業 建設課 ☎ 699-8718 先着各1戸

住宅の瓦屋根の耐風診断及び診断の結果、基準に満たない瓦屋根の改修に要する費用の一部を補助します。

※既に工事実施済みの場合は対象となりませんのでご注意ください。

申込者：対象となる住宅の所有者など(町税などを滞納していないこと)

募集期間：4月20日(月)～11月30日(月)

※予算の都合上、事業実施の時期を調整させていただく場合があります。

補助要件：①町内に在り、居住している住宅

②瓦屋根について、県内の本店または営業所に所属する診断技術者等が診断を実施するもの(耐風診断)

③耐風診断で告示基準に適合していない住宅と判断されたもの(耐風改修工事)

＜耐風診断 補助金額：診断費用の3分の2以内(上限2万1千円)

＜耐風改修工事 補助金額：補助対象工事費の100分の23以内(上限55万2千円)



●みんなで備える減災対策事業補助金 危機管理課 ☎ 699-8725

対 象：町内に在住し、松茂町に住民票がある方

事業期間：令和8年度～10年度

補助回数：同一世帯において、それぞれの事業を1回限りとします。

申請方法：防災用品の購入または家具転倒防止対策の費用が分かる領収書、印鑑、通帳を持って、危機管理課までお越しください。申請書類は、松茂町ホームページまたは危機管理課にあります。

▶▶防災用品購入事業 ー災害に備えて用意する防災用品購入費用を補助しますー

補助金額：防災用品購入費用の3分の1（上限1万円） ※送料や手数料は含みません。

分 類	代 表 例	分 類	代 表 例
バ ッ グ	非常用持出袋	道 具	万能ナイフ、ロープ
飲 食	非常食・保存水(保存期間が3年以上のもの)、給水袋	装 備	ヘルメット、防災ずきん、軍手、ホイッスル、懐中電灯
救急衛生	絆創膏、救急セット、液体はみがき	汎 用	食器セット、簡易ベッド、携帯トイレ、ビニールシート類、モバイルバッテリー
防 寒	使い捨てカイロ、サバイバルブランケット		
情 報	携帯ラジオ	そ の 他	感震ブレーカー など

▶▶家具転倒防止対策事業 ー家具の転倒防止器具や器具設置に要する費用を補助しますー

補助金額：自らが居住する住宅の家具の転倒を防止する器具購入費及びこれらの設置に要する費用の10分の8（上限5千円） ※設置箇所が賃貸の場合、家主の許可が必要となる場合があります。

分 類	代 表 例	分 類	代 表 例
タ ン ス ・ 本 棚	L型金具、つっぱり棒(ポール式)	食 器 棚	連結チェーン
テ レ ビ	粘着マット	そ の 他	取り付け費用 など

●松茂町自転車ヘルメット着用促進事業費補助金 危機管理課 ☎ 699-8725

自転車用ヘルメットの購入に対して補助金を交付します。

対 象：町内に在住し、松茂町に住民票がある方で65歳以上の高齢者
（昭和37年3月31日以前に生まれた方）

補助金額：購入費用の2分の1（上限3千円） ※1人につき1回限り

申請方法：領収書、通帳、ヘルメットの現物を持って、危機管理課までお越しください。

※補助対象となるヘルメットの条件については、松茂町ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

●防災士資格取得費補助金 危機管理課 ☎ 699-8725

地域防災力向上のため、「防災士」の資格取得を激励し、補助金を交付します。

対 象：①町内に在住し、松茂町に住民票がある方

②防災士機構が実施する防災士資格取得試験に合格した方

③防災士として認証登録を終えた後、町内の自主防災組織で活動する意思のある方

補助金額：1万2千円以内 ※1人につき1回限り

●自主防災組織減災対策事業補助金 危機管理課 ☎ 699-8725

対 象：町内において活動する自主防災組織

▶▶防災資機材等整備事業 ー防災資機材などの整備に要した経費を補助しますー

補助金額：複数回の申請ができ、経費の10分の8（令和5年度～9年度の5年間で上限50万円）

▶▶防災訓練等活動事業 ー防災訓練に要した経費を補助しますー

補助金額：年1回限りで上限5万円



広報まつしげ 4月号 特別付録

令和8年4月1日 発行／松茂町 編集／総務課

〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30 Tel.088-699-8710 Fax.088-699-6010